

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○浜田委員長 本日は、安倍内閣の基本姿勢について集中審議を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山下貴司君。

○山下委員 晴れの国岡山から参りました、自由民主党の山下貴司でございます。

本日は、安倍内閣の基本姿勢ということを国民の皆様の前で質疑できることを大変光栄に存しております。同僚議員の皆様、そして安倍総理初め大臣の皆様に、心から感謝申し上げます。

ただ、冒頭、一人の予算委員として残念な指摘をしなければなりません。民進党の辻元清美委員ら二人の民進党議員の方が、先日の予算委員会中央公聴会に無断欠席されたことでございます。これは、党の国会対策委員会の指示による党内視察を優先させたということでございますが、中央公聴会は、言わずと知れた重要な予算委員会の手続

でございます。そして、民進党推薦の公述人もおられるわけでありまして。そんな公聴会を無断欠席されたことについては、お二人の手柄を知るだけに、大変残念でございます。今後気をつけられたいということをお願い申し上げます。

さて、文科省の天下り問題について、基本姿勢をお尋ねしたいと思います。

第一次内閣以来、再就職等監視委員会の設置など、天下りの根絶に本気で取り組んできたのが安倍内閣の基本姿勢であります。私も、昔は東京地検特捜部などで官民癒着の問題に取り組んでおり、同じ姿勢を持っておりますけれども、今、折しも受験シーズンであります。受験生あるいは御家族の皆様が、それぞれの大学に夢を持って、そして純粋な思いを持って取り組んでおられる。その大学が、天下りの受け皿あるいは舞台になった、このことには深い悲しみと憤りを覚えます。

この問題については、松野大臣のリーダーシップのもと、調査班が設けられ、二十一日、中間まとめとなる報告書が公表されました。

パネルをごらんください。

これは、その中間まとめの調査結果を時系列でまとめたものでございます。これを見ればおわかりのとおり、天下り規制を強化した改正国家公務員法が施行されて間もなく、今回の文科省あつせんシステムの中心人物である嶋貫氏が退職し、そして、その後の平成二十一年の夏ごろから再就職支援を開始したということでございます。

そして、平成二十二年七月までに、委員の皆様には配付しておりますが、配付資料一にあるよう

な、相当詳細かつ組織的関与をうかがわせる引き継ぎ書が作成され、このころまでに、嶋貫氏と人事課を中心とした組織的あつせんシステムができ上がったと考えられます。

松野文科大臣にお尋ねします。

文科省において、平成二十二年前半ころまでにこのようなあつせんシステムが形成された、形づくられた原因をどのように考えておられるでしょうか。

○松野国務大臣 お答えをいたします。

今回の調査において、遅くとも平成二十二年七月には存在したと推察される、人事課任用計画官が作成をした引き継ぎメモが確認されたところ、このメモには、OBの再就職について、嶋貫氏を中心として調整する手順が記載されており、人事課職員から嶋貫氏に対する情報提供等は、遅くとも平成二十二年七月までには定型化された作業として継続してきたことが認定されています。

二月六日にまとめた事実等の整理において、当該再就職あつせん構造が形成された経緯が報告されており、当時の人事課において、法改正により、平成二十年十二月三十一日以降、職員が再就職の関与ができなくなることから、改正法の範囲内でのように対応するかが課題であると認識されていたこと、退職者に再就職のあつせんを行ってもらうしかないという認識があったこと、平成二十一年七月ごろには、人事課に長く在籍し人脈も広い嶋貫氏のあつせん活動を期待していたことが明らかにされています。

このような背景の中で、遅くとも平成二十一年

七月以降、OBとなった嶋貫氏の活動は拡大し、文部科学省の退職者の再就職に大きな役割を果たすようになったものと考えられます。

**○山下委員** 図らずも、嶋貫氏があつせんを始めたのは、民主党政権発足直後からでございます。これは、民主党政権は熱心にやっておられたと思います。しかし、一方で、民主党政権のもとでは、

再就職等監視委員会の委員がなかなか任命されておられませんでした。それで、長らく機能停止状態だった。そういったこともこういうことに拍車をかけたのではないかと私は思います。

今回の中間まとめで新たに判明したものを加えると、文科省の関与者は合計二十名に上り、そのうち本省課長級以上の幹部は十二名に上るということです。これは、明らかに文科省の幹部を交えた組織ぐるみのあつせんであり、再就職等監視委員会で指摘された三十七件にとどまらないはずであります。

この根の深い組織ぐるみの問題の解明に、三月末を目途に最終報告をまとめるため、外部調査者として外部弁護士十三名を含めるなど、調査体制を拡充したことは評価できます。

しかし、例えば、今、全職員に対して書面調査を行っていると聞いております。その中に、証明できるものが必要であるという記載、これが問題視されています。私は弁護士ですから、誣告とかそういうことがあるわけでございまして、当然、そういった調査をする際には、できるなら証拠を出してもらいたいということで注意書きすること、これはよくある話でございます。

しかし、そういったことすら、既に信用を失墜した文科省の調査においては問題視されてしまう。そういうことから、やはり、野党議員も指摘するところ、正直に回答することをちゅうちよする職員もいるのではないかという思いを持たなくてはならないと思います。

そこで、松野文科大臣にお尋ねします。

中間まとめで指摘された三十七件以外にも、疑わしい案件はあると思います。今後、調査の見直しも含めて、今、全職員に書面調査ということでございますけれども、そのみならず、外部弁護士らによる直接のヒアリングなど、徹底した調査をすべきではないでしょうか。

**○松野国務大臣** 今回の全職員調査については、外部有識者の指導、判断のもとに実施しているところであります。

この点、調査の書面に、虚偽回答の場合には懲戒処分等の量定に影響が出る可能性があること記載した趣旨は、みずからの行為について隠すことがない回答を促進する観点から記載したところであります。

また、他の職員の再就職等規制違反行為については証明できるものが必要と記載した趣旨は、情報提供により懲戒処分につながる可能性があることから、調査の正確性を担保することが必要との観点から記載したところであります。

このように、本調査の内容自体適切なものと考えておりますが、しかし、一方、先生御指摘のとおり、これらの記載を含め、本調査の意義が回答する職員にわかりづらい点があったように思います。

す。

このため、調査の実効性を上げつつ、回答者が本調査の意義をしつかり理解し率直に回答できるよう、調査の趣旨が十分に伝わるよう、工夫、留意するとともに、回答者個人のプライバシーにも配慮した回収方法も見直した上で、早急に再度調査を実施することしたいと思います。

加えて、ヒアリングなどさらに徹底した調査を実施して、全容解明を進めてまいりたいと考えております。

**○山下委員** この問題は、民主党政権、そして我々の政権も含めて継続的に行われている、これは党派を超えて取り組むべき問題であります。

そして、総理、文科省をめぐる問題の徹底解明はもちろんでありますけれども、ほかの省庁にもあるのではないかと、公務員制度全体の信頼が揺らいでおります。安倍政権は、第一次政権で天下り防止のための国家公務員法を改正し、そして再就職等監視委員会を設置しました。今回の問題が発覚したのは、まさにその再就職等監視委員会が政権交代後機能し始めたからだと思っております。

そこで、安倍総理に、天下り根絶のための総理の決意を伺いたいと思います。

**○安倍内閣総理大臣** 天下り根絶は、今後も変わらない安倍内閣の基本方針であります。

御指摘にあったように、まさに天下りをしっかりと監視するための組織が発足したからこそ今回の摘発があったんだろう、こう思うわけでありませんが、今回の文部科学省における再就職規制違反

事案については、国民の信頼を揺るがすものであり、あってはならないものであります。まずは、文部科学省において徹底した調査を行い、再発防止策を講じさせます。

また、今回の事案によって生じた国民の疑念を払拭するため、現在、山本大臣に全省庁について徹底的な調査を行ってもらっています。調査の結果を踏まえて必要な施策をしっかりと講じ、そして国民の皆様の信頼を取り戻していきたい、確保していきたいと考えております。

**○山下委員** 次に、安倍内閣の基本姿勢ということであれば、日本が果たすべき国際的な責務はきつちりと果たすということが挙げられると思います。この点、総理は、地球儀俯瞰外交のもと、トランプ新大統領との日米首脳会談を成功させ、日米同盟の強化のみならず、国際社会の安定にも寄与されています。また、南スーダンへのPKO部隊派遣も国際的な責務を果たす一環でございます。しかし、まだ日本が果たしていない国際的な責務があります。それが、日本が署名した国連条約であります国際組織犯罪防止条約の批准であります。

パネル二をごらんください。既に百八十七カ国が締結しているんです。締結していないのは日本やスーダンなど十一カ国だけです。国際的に見れば、日本は極めて恥ずかしい立場にあります。この条約を締結するためには、過去から問題になってきたとおり、条約担保法が必要なんです。今、安倍内閣では、日本が国際社会に対して負う国連条約締結の責任を果たすべく、

いわゆるテロ等準備罪について検討していると聞いています。

しかし、そういった条約批准のための担保法をつくるための努力をしていたのは、自民党や公明党だけではありませんでした。前回の質問ではあえて指摘しなかったのですが、昔の民主党であります。

実は、民主党は、共謀罪の修正案、これを党内で取りまとめ正式に国会に提出していたんです。パネル三をごらんください。

これは、民主党が政府原案に対して修正案として提出した際のPRページであります。今でも、ネットで民主党、サイバー、共謀罪で検索すればすぐ出てきますし、民進党のホームページからもアクセスできます。民進党には不都合な真実かもしれないませんが、民主党修正案は今の与党の議論とそんなに離れていません。

例えば、組織的犯罪集団を要件とし、この中にあつたように、組織的犯罪集団といえ、普通は暴力団やテロ組織のこととし、新しい犯罪の必要性にしても、民主党修正案では対象犯罪は三百六に減りますというふうな誇り、さらに、民主党は既に締結した国際条約に基づいてテロ組織や組織的犯罪集団に厳罰を設けること自体について当然であると考え、これを容認していますとしております。

そこで、民主党修正案と現在検討中とされているテロ等準備罪との比較表をつくりました。パネル四をごらんください。なお、テロ等準備罪は成案ができていないので、国会答弁や報道を参考に

いたしました。

これを見ると、民主党修正案とテロ等準備罪は、組織的犯罪集団を要件とすることは同じなんです。違いは、対象犯罪の範囲、国際性の要件の有無、そして予備行為か実行行為かぐらひであります。

ちよつと時間が迫っておりますので、予備行為か実行行為かの違いについては、テロ等準備罪は予備ではなく実行準備行為を使っているというのは、恐らく、昭和四十二年の東京高裁判決が狭い解釈を出したのでその影響があるかと思ひます。そして、あと二つの要件について外務省に聞きます。

国際組織犯罪防止条約の解釈を聞きますが、対象犯罪をこの民主党提案のように長期五年を超える罪とする、あるいは国際性の要件として性質上国際的な犯罪を要件として加えることは、条約上許されるのでしょうか。当局に聞きます。

**○飯島政府参考人** お答え申し上げます。

本条約は、各国の国内法において定められている刑期を基準として、長期四年以上の自由を剥奪する刑、またはこれより重い刑を科することができる犯罪を行うことを合意することの犯罪化を義務づけております。したがいまして、この重大な犯罪の範囲について御指摘のような国内法の規定を置くことは、本条約の義務を履行するものとしては十分ではないと考えられます。

また、国際性の要件でございますけれども、本条約の三十四条の2は、本条約五条が求める重大な犯罪を行うことの合意の犯罪化については、各国の国内法において、国際性を要件とすることな

く犯罪化することを義務づけております。したが  
いまして、重大な犯罪を行うことの合意を犯罪化  
する場合には、御指摘のように国際性の要件を付  
することは本条約とは整合的ではないと考えてお  
ります。

○山下委員 今紹介のあったとおり、このとおり、  
このところは条約違反なんです。でも、努力は  
多とすべきであります。しかし、この修正案は日  
の目を見ることはありませんでした。

配付資料四をごらんください。

民主党修正案が一旦衆議院に提出され、それを  
取り入れた与党修正案について、同じ民主党が採  
決に応じなかったということが報道されています。  
その理由は大きく二つ。一つは、成立後に再改  
正されるのではないかと警戒したこと。それは、  
先ほど言ったように条約違反だからです。二つ目  
は、これは報道によると、小沢一郎代表が、成立  
させても民主党にとって一文の得にもならない、  
小泉純一郎の訪米の土産になるだけだと警戒感を  
あらわにしたということがあります。これがそう  
であれば党利党略であります。

そういったことを、私は、今の民進党の皆さん  
が続けているとは思えないのであります。民主党  
の提案がこのように具体的な提案であれば、今の  
民進党の皆様もそのようにできるはずであります。  
そのことをしっかりと、成案を得た上で議論する、  
そのことをお願い申し上げて、ちよつと理事会が  
長引いたので、私の質問時間が押してしまって残  
念なんですけれども、そのことを安倍内閣の姿勢  
としてお願い申し上げて、私の質問といたしたい

と思います。  
以上です。

○浜田委員長  
しました。

これにて山下君の質疑は終了いた